

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

- 1 国選弁護制度は、憲法34条、同法37条3項が定める弁護人依頼権を実質的に保障するものとして、被疑者・被告人がその資力に関わらず弁護人による援助を受けその防御権を行使するために必要不可欠な制度である。

その運用状況としても、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書（令和7年7月）によれば、近年では9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人の選任を要望し、かつほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されている。このような国選弁護制度の利用状況が確認されており、一連の刑事手続の中で国選弁護制度が如何に重要な役割を担っているかが見て取れる。

- 2 ここで、昨今の刑事弁護活動は、捜査段階初期からの身体拘束解放に向けた活動や、取調べの可視化・立会い、高齢者・障害者等の更生支援、複雑長期化する公判前整理手続や期日間整理手続への対応等多岐にわたっており、かつて想定されていたものとは質的にも量的にも全く別次元といえるほど高度化している。

例えば、昨今、弁護人は、捜査段階においては、不当な勾留請求を阻止するための意見書の提出や勾留決定に対する準抗告の申立等、被疑者の取調べの立会いないし準立会い（捜査機関による取調べの際、弁護士が取調室のすぐ外で待機し、被疑者が適宜退出して法的助言や精神的サポートを受けられるようにする弁護活動）、高齢者・障害者の再犯防止のための環境調整に係る福祉関係者との協議等の活動等を行うことが求められる。また、公判段階においては、取調べ可視化に伴う長時間の取調べ録画データの閲覧、高齢者・障害者の再犯防止に向けた更生支援計画作成のための福祉関係者との協議、公判前整理手続等において検察官から開示される膨大な証拠書類やデジタル証拠の検討等を行うことが必要に応じて求められる。このように、昨今の弁護人の刑事弁護活動は、平成18年に独立行政法人日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）が国選弁護人の報酬基準を定めたころとは別次元に高度化しているのである。

- 3 しかしながら、法テラスが平成18年に定めた国選弁護人の報酬基準の基本的な枠組みは、20年経った現在でもほぼ踏襲されており、報酬額が実質的に据え置かれている。また、国選弁護人に対する報酬等の支払を行うための費用が含まれる国選弁護人確保業務等委託費は近年わずか160億円前後を推移している。その結果、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階（裁

判員裁判対象事件を除く。)共に事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために必要な対価としては非常に低額な状態が続いている。

その上、昨今の急激な物価高や、賃金上昇については今後もその流れが逆に変化することは想定しにくいところ、現在の報酬基準は、これら物価高や賃金上昇等に伴う弁護士事務所の経営コストの増加も全く反映されていない。

そして、このまま報酬基準の改定がないまま、弁護人がその業務内容や業務量に応じた適正な対価を得られない状態が続けば、国選弁護活動の担い手たる弁護人が減少し、現在の国選弁護制度を維持することが出来なくなる日も近い。

- 4 国選弁護制度は、市民の自由と人権を守るために不可欠な制度である。弁護活動が専門化・高度化する一方で、報酬が物価の上昇等を全く反映せず、国選弁護業務の対価の実質価値が低下し続ける現状のままでは、制度は維持できず、市民の権利保障が危機に瀕する。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省に対し、国選弁護業務のための予算拡充を求めると共に、法テラス、法務省に対し、国選弁護制度の基礎報酬と各種弁護活動費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）9月2日

徳島弁護士会

会長 生長 拓也